

日立市緊急中小企業経営安定利子補給基金の設置及び管理  
に関する条例の制定について

日立市緊急中小企業経営安定利子補給基金の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

日立市緊急中小企業経営安定利子補給基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

日立市緊急中小企業経営安定利子補給基金の設置及び管理  
に関する条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）により売上高の減少その他の影響を受けた市内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対して、当該影響に対応するため受けた融資の利子を補給する事業（第5条において「緊急中小企業経営安定利子補給」という。）を継続的に実施し、中小企業者の経営の安定に資するため、日立市緊急中小企業経営安定利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、日立市一般会計予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日立市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、緊急中小企業経営安定利子補給に必要な財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。